

行政手続法解説の決定版、9年ぶりの全面改訂!!

# 逐条解説行政手続法 [27年改訂版]

IAM=行政管理研究センター / 編集

A5判・カバー装・定価(本体2,778円+税) 送料350円

- 地方自治体の実務担当者に愛用いただいている「逐条解説 行政手続法」、待望の改訂版。
- 実務にすぐにお使いいただけるよう、平成27年4月1日施行分までの法改正を全て反映。
- 平成26年6月成立の「行政手続法の一部を改正する法律」(法律第70号)により、「行政指導の中止等の求め」「処分等の求め」の手続などが新設されたのに伴い、新たに解説等を加筆・修正。
- その他、過去9年間に蓄積された新たな法令・判例等を踏まえ、内容を全面的に刷新。

はしがきより

行政手続法は、平成五年一月に成立し、およそすべての行政分野に關する一般的な通則法として翌六年一〇月一日から施行されたものであり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的としている。本法は、我が国にとって全く新たな制度として導入されたものである上、許可や免許などに関する事務を通じて、民間企業や一般市民などの権利利益にも密接に関連していることから、国民に広く法律の趣旨・目的等を伝える必要があった。本書はこのことに大いに貢献してきたところである。

国の行政機関や地方公共団体においては、それぞれの機関が担当する個別の行政分野について行政手続法に基づき業務が行われており、同法は着実に定着している。また、地方公共団体においても条例に基づく処分等についてそれぞれ所要の措置が講じられてきており、これらの機関における関係者とりわけ実務担当者にも本書がよき指針になっていると考える。

平成六年に刊行されて以来、読者各位のご好評をいただき版を重ねてきたが、このたび、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」を内容とする行政手続法の一部を改正する法律が平成二十七年四月一日から施行されることとなった。本書は、これを契機に従前の「逐条解説 行政手続法(一八年改訂版)」にこれら所要の改正をすべて盛り込み「逐条解説 行政手続法(二七年改訂版)」として発刊することとしたものである。

本書が国の行政機関の職員のみならず地方公共団体、独立行政法人等の関係者、さらには国民一般の方々により一層広く活用され、我が国の行政手続法の理解と発展に役立てば幸いである。

平成二十七年三月

一般財団法人 行政管理研究センター

理事長

田部

秀樹

# 目次

## 第一編 総論

### 第二編 逐条解説

#### 第一章 総則

- 第一条 (目的等)
- 第二条 (定義)
- 第三条 (適用除外)
- 第四条 (国の機関等に対する処分等の適用除外)

#### 第二章 申請に対する処分

- 第五条 (審査基準)
- 第六条 (標準処理期間)
- 第七条 (申請に対する審査、応答)
- 第八条 (理由の提示)
- 第九条 (情報の提示)
- 第十条 (公聴会の開催等)
- 第十一条 (複数の行政庁が関与する処分)

#### 第三章 不利益処分

- 第十二条 (処分の基準)
- 第十三条 (不利益処分をしようとする場合の手続)
- 第十四条 (不利益処分の理由の提示)

#### 第二節 聴聞

- 第十五条 (聴聞の通知の方法)
- 第十六条 (代理人)
- 第十七条 (参加人)
- 第十八条 (文書等の閲覧)
- 第十九条 (聴聞の主宰)
- 第二十条 (聴聞の期日における審理の方式)
- 第二十一条 (陳述書等の提出)
- 第二十二条 (続行期間の指定)
- 第二十三条 (当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)
- 第二十四条 (聴聞調書及び報告書)

第二十五条 (聴聞の再開)

第二十六条 (聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十七条 (不服申立ての制限)

第二十八条 (役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

#### 第三節 弁明の機会の付与

- 第二十九条 (弁明の機会の付与の方式)
- 第三十条 (弁明の機会の付与の通知の方式)
- 第三十一条 (聴聞に関する手続の準用)

#### 第四章 行政指導

- 第三十二条 (行政指導の一般原則)
- 第三十三条 (申請に関連する行政指導)
- 第三十四条 (許認可等の権限に関連する行政指導)
- 第三十五条 (行政指導の方式)
- 第三十六条 (複数の者を対象とする行政指導)
- 第三十六条の二 (行政指導の中止等の求め)

#### 第四章の二 処分等の求め

- 第三十六条の三
- 第三十七条 (届出)

#### 第五章 届出

#### 第六章 意見公募手続等

- 第三十八条 (命令等を定める場合の一般原則)
  - 第三十九条 (意見公募手続)
  - 第四十条 (意見公募手続の特例)
  - 第四十一条 (意見公募手続の周知等)
  - 第四十二条 (提出意見の考慮)
  - 第四十三条 (結果の公示等)
  - 第四十四条 (準用)
  - 第四十五条 (公示の方法)
- #### 第七章 補足
- 第四十六条 (地方公共団体の措置)

#### 第三編 資料

- 01 行政手続法 (平成五年法律第八八号)
- 02 行政手続法施行令 (平成六年政令第二六五号)

ほか

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール (通話料無料)  
電話受付時間: 平日9時から17時

TEL: 0120-953-431  
FAX: 0120-953-495

Web  
サイト

URL: <http://gyosei.jp>

#### ■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時~17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員

キリトリ線

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

平成 年 月 日

申込書

逐条解説 行政手続法 [27年改訂版]

A5判・定価(本体2,778円+税)送料350円 コード 5108135-00-000 逐条手続法(27改訂)

御住所 (〒 — )

[社費・公費・私費]

フリガナ 御氏名 ④ TEL

e-mail ④

※送料は平成27年3月時点の料金です。

●取扱者



株式会社 ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11  
TEL: 0120-953-431/FAX: 0120-953-495

URL: <http://gyosei.jp>